

# 二宮町ごみ減量化推進協議会 会議次第

平成 28 年 10 月 11 日 (火)

午後 1 時 30 分より

二宮町役場 2 階 第 1 会議室

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. あいさつ
4. 委員紹介
5. 二宮町ごみ減量化推進協議会規則等
6. 会長、副会長の選出
7. 議 題
  - (1) ごみ量の増減分析について
  - (2) 減量化策等の啓発について
  - (3) その他
8. 閉 会

# 二宮町ごみ減量化推進協議会委員名簿

(敬省略)

氏名	役職等	備考	任期
高橋 哲也	環境づくりフォーラム	1号委員	H28.8.8～ H30.8.7
野原 淳	二宮町商店連合協同組合 理事長	2号委員	H28.8.8～ H30.8.7
浅田 良成	(株)二宮美化サービス 専務取締役	2号委員	H28.8.8～ H30.8.7
井上 勝夫	地区長連絡協議会 一色地区長	4号委員	H28.8.8～ H30.8.7
山田みどり	公募	4号委員	H28.8.8～ H30.8.7
西川 靖子	公募	4号委員	H28.8.8～ H30.8.7
岡部 亜希	公募	4号委員	H28.8.8～ H30.8.7

## 二宮町ごみ減量化推進協議会規則

### 第3条第2項

- (1) 環境関係団体の構成員
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 町内在住の一般町民
- (5) その他町長が必要と認めた者

## 二宮町ごみ減量化推進協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の8第2項に定められている廃棄物減量等推進員の活動の趣旨を踏まえた二宮町ごみ減量化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について推進又は調査研究を行う。

- (1) 二宮町一般廃棄物処理基本計画に位置付けられている減量化、資源化計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量化の啓発活動に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めたごみの減量化に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 環境関係団体の構成員
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 町内在住の一般町民
- (5) その他町長が必要と認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことが出来ない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市部生活環境課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(二宮町リサイクル対策協議会規則の廃止)

2 二宮町リサイクル対策協議会規則(平成3年二宮町規則第22号)は、廃止する。

附 則(平成20年6月30日規則第19号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第27号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日規則第6号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第21号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 二宮町ごみ減量化推進協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町ごみ減量化推進協議会（以下「推進協議会」という。）の会議及び会議記録の公開に関し、必要な事項を定める。

(推進協議会の公開)

第2条 推進協議会は公開とする。ただし、次のような情報を含む事項を審議する場合には、推進協議会の決定により、非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報。
- (2) 法人等に関する情報であって、公開すると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報。

(推進協議会開催の周知)

第3条 前条の規定に基づき、推進協議会を公開する場合、推進協議会の開催について、1週間前までに公表することとする。ただし、推進協議会を緊急に開催する必要性が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

- 2 公表の方法は、町ホームページへの掲載その他の方法により行うこととする。

(推進協議会の傍聴)

第4条 推進協議会の公開は、推進協議会の傍聴を希望する者に推進協議会の傍聴を認めることにより行う。

- 2 推進協議会の傍聴に関する必要な事項は、別に定める。

(会議記録の公開)

第5条 推進協議会の会議記録は、推進協議会の終了後、町のホームページに掲載することにより公開する。

- 2 前項で規定する会議記録は、会議の内容を要約したものとする。
- 3 検討委員会当日の資料については、その内容が第2条第1号及び第2号に該当する事項を除き、推進協議会の庶務担当課において、一般の閲覧に供するものとする。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるものを除くほか、推進協議会の会議の公開に関して、必要な事項については、会長が決定することとする。

附 則

この要領は、平成19年8月17日から施行する。

## 二宮町ごみ減量化推進協議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町ごみ減量化推進協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第4条第2項の規定に基づき、二宮町ごみ減量化推進協議会（以下「推進協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴席)

第2条 傍聴席の数は10名程度とし、推進協議会の開催の都度、推進協議会の庶務担当課が会議室の収容人数等を考慮して定める。

(傍聴申込方法)

第3条 傍聴の申込み受付は、会議当日会場で申し込むものとし、傍聴希望者が定員を超えた場合は先着順とする。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は傍聴席に入場することができない。

- (1) 前条により決定した傍聴者以外の者
- (2) 検討を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議の秩序を乱し、又は検討の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビの撮影及び録画等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、推進協議会の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は推進協議会の庶務担当課の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は推進協議会の庶務担当課の職員に必要な指示をさせたにも関わらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成19年8月17日から施行する。

(t/年)

分類		H24	H25	H26	直近の増減傾向	H27	前年比	
人口 (人)		29,305	29,036	28,767	減少傾向	28,486	-281	
家庭系ごみ	可燃ごみ	4,514	4,391	4,371	減少傾向	4,671	300 ※1	
	不燃ごみ	68	68	64	減少傾向	358	294 ※2	
	資源ごみ	鉄類	189	182	20	減少傾向	27	7
		アルミ類	28	27	27	—	38	11
		その他金属類	0	0	156	増加傾向	124	-32
		びん (カレット)	218	213	208	減少傾向	229	21
		生きびん (直接資源化するもの)	0	0	0	—	4	4
		新聞・雑誌	1,249	1,193	1,154	減少傾向	1,111	-43
		段ボール	312	289	284	減少傾向	284	0
		紙バック	16	16	15	減少傾向	15	0
		古繊維	101	82	83	増加傾向	114	31
		ペットボトル	88	88	81	減少傾向	82	1
		容器包装プラスチック (旧プラ容器)	0	0	0	—	422	422
		トレー・発泡	22	20	20	—	0	-20
		その他樹脂 (プラ容器+資源化できないプラ)	552	538	530	減少傾向	0	-530
		廃食用油	0	2	3	増加傾向	6	3
	剪定枝	517	484	455	減少傾向	120	-335	
	小型家電	0	0	0	—	82	82	
	蛍光管	6	6	6	—	6	0	
	計	3,298	3,140	3,042	減少傾向	2,664	-378	
粗大ごみ (家電リサイクル除く)	237	226	214	減少傾向	84	-130		
その他 (有害ごみ)	8	8	7	減少傾向	8	1		
小計	8,125	7,833	7,698	減少傾向	7,785	87		
直接搬入ごみ	可燃ごみ	13	13	23	増加傾向	33	10	
	不燃ごみ	10	4	7	増加傾向	160	153	
	資源ごみ	106	114	110	減少傾向	75	-35	
	粗大ごみ (家電リサイクル除く)	160	162	180	増加傾向	15	-165	
	その他 (有害ごみ)	0	0	0	—	0	0	
小計	289	293	320	増加傾向	283	-37		
中計	8,414	8,126	8,018	減少傾向	8,068	50		
事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	592	617	632	増加傾向	667	35 ※3
		不燃ごみ	0	0	0	—	0	0
		資源ごみ	1	1	0	減少傾向	0	0
		粗大ごみ (家電リサイクル除く)	0	0	0	—	0	0
		その他 (有害ごみ)	0	0	0	—	0	0
	小計	593	618	632	増加傾向	667	35	
	直接搬入ごみ	可燃ごみ	16	12	11	減少傾向	21	10 ※3
		不燃ごみ	0	0	0	—	6	6
		資源ごみ	29	19	13	減少傾向	47	34
		粗大ごみ (家電リサイクル除く)	19	11	21	増加傾向	0	-21
その他 (有害ごみ)		0	0	0	—	0	0	
小計	64	42	45	増加傾向	74	29		
中計	657	660	677	増加傾向	741	64		
総排出量		9,071	8,786	8,695	減少傾向	8,809	114	
総排出量原単位 (g/人・日)		848	829	828	減少傾向	845	17	
総可燃ごみ量		5,135	5,033	5,037	増加傾向	5,392	355	
家庭系可燃ごみ量		4,527	4,404	4,394	減少傾向	4,704	310	
家庭系可燃ごみ量原単位 (g/人・日)		423	416	418	増加傾向	451	33	

※1 家庭系可燃ごみの増加要因

- ①剪定枝から草葉分の移行による増加分 (約335 t)
- ②その他樹脂 (530 t) とトレ発泡 (20 t) から軟質系プラスチック分の移行による増加分 (容器包装プラスチック以外の約108 tのうち何トンかは不明)

※2 家庭系不燃ごみの増加要因

- ①その他樹脂 (530 t) とトレー発泡 (20 t) から硬質系プラスチック分の移行による増加分 (容器包装プラスチック以外の約108 tのうち何トンかは不明)
- ②粗大ごみから戸別収集 (指定品目以外) の移行による増加分 (約130 t)
- ③分別区分の変更に伴う排出基準緩和 (傘等) 及び新規排出可能品目 (ボーリング球、スキー板等) による増加分

※3 事業系可燃ごみの増加要因

- ①新規店舗の開店や景気動向による増加分

## 減量化策等の啓発

〈啓発に係る話題〉 ※回覧しやすいよう A 4 用紙 1 枚程度のボリューム

**① シリーズ：減量**

- ・ 可燃ごみの水切りの普及促進に関する啓発（別紙「参考 1」参照）
- ・ 生ごみ処理機購入補助の利用促進に関する啓発
- ※ おすすめ処理機の性格診断 等

**② シリーズ：資源化**

- ・ 剪定枝チップ機の利用促進に関する啓発
- ※ 利用者の声 等

**③ シリーズ：分別排出**

- ・ 分別排出への協力に関する啓発
- ※ 分別区分毎のごみ（資源）の行方 ごみの分別仕分けクイズ 等

**④ シリーズ：環境美化**

- ・ 河川水質に対する意識向上に関する啓発
- ※ 葛川の水質測定結果 葛川をきれいにする会等の活動の紹介 等
- ・ タバコの喫煙マナー向上に関する啓発
- ※ キャンペーンの P R 歩きタバコの危険性の例示 等
- ・ カラスネットの利用促進に関する啓発
- ※ 効果的な使用方法の紹介 等

**⑤ シリーズ：地球温暖化**

- ・ グリーンカーテンの普及促進に関する啓発
- ※ 育成記録の紹介 等
- ・ エコドライブの促進に関する啓発
- ・ エコ 1 0 トライの促進に関する啓発
- ・ 節電協力の促進に関する啓発

**⑥ シリーズ：動物**

- ・ 有害鳥獣被害対策に関する啓発
- ※ 家庭菜園での注意事項の紹介 等

**⑦ シリーズ：公害**

- ・ 野焼きの防止に関する啓発

**⑧ その他**

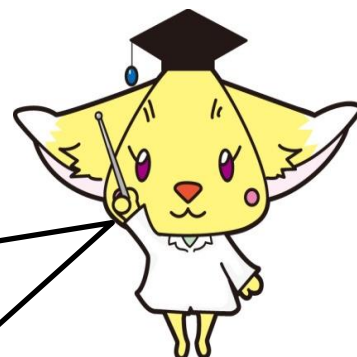
- ・ ごみ出しルールに関する啓発
- ※ 8 時まで排出 収集車両の回収作業中の注意 等



# 生ごみ処理のひと工夫

## 生ごみの水切りでごみを減量しましょう！

二宮町の可燃ごみは、「約60%」が「生ごみ」です！  
 「生ごみ」の大部分は「水分」であり、「水切り」をすると、「可燃ごみの量が削減」できます！



### 水切りをするとこんな効果が！

- 悪臭が減ります！  
 (生ごみの悪臭の主な原因が水分のため)
- ごみが軽くなってごみ出しの負担が減ります！



## 生ごみの水切り簡単3ステップ

### ステップ1: 濡らさない！

⇒ 野菜の皮などは、ざるや紙等の上に乗せて、濡らさないようにしましょう！



### ステップ2: 乾かしましょう！

⇒ お茶がらやティー・バッグは、水気をしぼり、乾かしましょう！



### ステップ3: 水分もうひとしぼり！

⇒ 溜まった生ごみを、ごみ出しする前にもうひとしぼり！  
 ⇒ 使わないCDや、ペットボトルをカットして、飲み口を使うと手を汚さずにしぼれます。

